

和泉個審答申第11号

平成27年9月30日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

和泉診療所における医療データの共有について（答申）

平成27年7月16日付け和泉健第862号で諮問のありましたみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第10条第1項の規定による電子計算機の結合についての本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯意見を付して、承認するものとする。

2 実施機関の諮問の概要

（1）診療情報の共有化について

和泉市立和泉診療所（以下「和泉診療所」という。）では、指定管理制度の導入とともに患者の安全性と業務の効率性及び医療の質の向上を目的として電子カルテを導入しているが、近年医療分野における診療情報の共有化やICT化の推進が図られていることから、和泉診療所においても、患者の紹介連携の多い府中病院との診療情報の共有化を行うものである。

市内唯一の地域医療支援病院である府中病院と診療情報をデータ共有することにより、和泉診療所の患者が入院、診察、検査する際に継続した治療等を受けることができるなど、患者への質の高いサービスの提供が可能となるとともに、和泉診療所の患者が府中病院へ救急診療した場合に診療内容が確認できるなど、地域医療における安全・安心の向上に資するものである。

（2）個人情報保護措置について

和泉診療所の保有する診療情報を生長会が構成するネットワーク上の共有サーバーで保

管し、アクセス権を与えられた医療職員のみ共有サーバー上のデータを閲覧できるようにする。ネットワークは専用回線（クローズ型VPN回線）により接続し、アクセス権を付与できるのは、法人本部事務局情報システム部（10名）に限定する。生長会の他病院とはネットワーク上では接続されるものの、和泉診療所の情報は府中病院以外では閲覧できず、和泉診療所と府中病院間においても相互閲覧のみで、書き込み等はできない。また、閲覧画面は個人単位でのみ表示され、データの抽出等はできない。

共有するデータは氏名、住所、保険情報等の患者基本情報のほか、診療記録、検査結果、放射線画像、生理検査画像、外来受診歴に限り、医師記事や所見、看護記録等は含まない。

データ共有の開始前に、和泉診療所を受診したことがある患者に府中病院とのデータ共有についての説明文を記載した往復葉書を送付し、同意を得る。患者がデータ共有を拒否した場合は非公開設定を行うことによりデータを参照できないようにする。未返信の患者には、受診時に口頭で同意の有無を確認し、同意書に署名をもらう。府中病院においては、個人情報保護法に基づき病院内にポスターを掲示し、本人から異議があったときにはデータ共有を中止する。

（3）諮問の必要性

和泉診療所の患者が府中病院を受診した場合や、反対に府中病院の患者が和泉診療所を受診した場合に、双方から閲覧できるようにするため、患者の個人情報を電子データとしてネットワーク上に置いて常時接続する必要があることから、個人情報のオンライン結合に該当し、保護条例第10条第1項の規定により諮問するものである。

3 審査会の判断

保護条例第10条第1項では、和泉診療所が、個人情報を処理するに当たって、和泉診療所以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供すること（オンライン結合）を原則禁止している。オンライン結合では、瞬時に大量の情報を送ることができるので、事務処理の効率化につながる反面、一方が保有する個人情報を他方が必要に応じ随時に引き出すことができ、その取扱い如何によっては、個人に不利益を与える可能性が高く、一旦漏えい等の事故が発生すると回復不可能な被害が生じるおそれがあるからである。

診療情報の共有化は、和泉診療所の患者が紹介率の高い府中病院に入院、診察、検査する際に継続した治療等が受けられることで、患者への質の高いサービスの提供につながるという点や、和泉診療所の患者が府中病院へ救急診療した場合に診療内容が確認でき、地域医療における安全・安心の向上に資するという点において、一定の公益目的があると認めざるを得ない。一方、診療情報というきわめてセンシティブな個人情報を専用回線で相互利用しようというのであるから、その利用に際しては、個人情報の漏えいや滅失という個人の権利利益を侵害するおそれがないように次の保護措置を講じるよう意見を付して、

承認するものとする。

- ・使用する回線は、安全な回線を利用し、府中病院と和泉診療所の間での利用に限ることとし、他のグループ病院へは閲覧をさせないなどセキュリティ対策を万全にすること。
- ・個人情報が漏えいしないよう、職員のIDやパスワードによる権限管理によるアクセス制限を行い、アクセスログの保管管理など適正なデータ管理を行うこと。
- ・指定管理者との協定や個人情報機密保持契約等において、保護条例の趣旨に基づき、実施機関に準じた個人情報保護措置を講じるよう明記すること。
- ・指定管理期間が終了したとき、指定の取消しがあったとき、又は指定管理者が倒産したときにおける個人情報の取扱いについて、個人情報機密保持契約書に明記すること。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成27年 7 月 1 6 日	諮問書の受理
平成27年 8 月 3 日	審査会招集 ・健康づくり健康室からの説明 ・質疑応答 ・審議
平成27年 9 月 3 0 日	実施機関への答申